

檜葉町 在宅福祉サービス事業のご案内

令和6年4月



在宅福祉サービス事業内容

檜葉町に住所を有し、町内に居住する高齢者世帯、寝たきりの方、身体的障害等により通常の行動が困難な方に対し、さまざまなサービスを提供し、日常生活を支援することにより住みなれた町での生活を営むことができるよう援助することを目的としています。

- ※ 令和6年4月からサービス内容及び利用者負担の見直しがありました。
- ※ サービス内容は裏面参照

お問合せ先

【檜葉町委託事業】

檜葉町社会福祉協議会(檜葉町保健福祉会館内)

TEL 0240-25-4157(平日午前8時30分～午後5時15分)

理美容サービス

理美容師がご自宅への訪問する際の、出張に係る経費を助成します。

- ・助成額: **1回の利用で1,000円以内(年12,000円以内)**の助成
- ・対象者: 在宅で寝たきり等の方、障害等により通常の行動が困難な方、認知症のため理美容所での散髪等ができない方



配食サービス

栄養バランスの取れた食事を提供し、安否確認も行います。

- ・利用料: **1食450円** (月5回以内)
- ・対象者: 高齢者世帯、障害者等



紙オムツ購入助成サービス

寝たきりの高齢者等が使用する紙オムツ購入に対して助成を行います。

- ・助成額: **年30,000円以内**の助成
- ・対象者: 在宅で寝たきり等の高齢者で、常時紙オムツを使用している方
認知症の高齢者等で排泄感覚がなく、常時紙オムツを使用している方



車椅子同乗軽自動車貸出サービス

車椅子同乗軽自動車を貸出することにより、通院や公共の催しの参加を支援します。

- ・利用料: **20円/km** (月5回以内)
- ・対象者: 在宅で寝たきり等の方、障害等により通常の行動が著しく困難な方



日常生活用具給付サービス

電磁調理器の給付を行います。

- ・助成額: 最大**41,000円まで助成**、利用者世帯の所得により助成額が変わります。
- ・対象者: 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者世帯等、ひとり暮らし障害者

新 通院支援サービス

通院および入退院に伴う通院支援サービスを行います。利用地域は「浜通り」とします。

- ・利用料: **20円/km** (月2回以内) (退院時からの新規のご利用はできません)
- ・対象者: 在宅で寝たきり等の方
障害者手帳所有もしくは要介護2以上で通常の車両での移動が困難な方

新 通所支援サービス

障害福祉施設への送迎サービスを行います。利用地域は「浜通り」とします。

- ・利用料: **20円/Km** (週1回以内)
- ・対象者: 65歳未満で身体障害者手帳2級以上を所有し、通常の車両での移動が困難な方



訪問介護サービス

居宅を訪問して訪問介護を提供します。(利用料は対象者の利用度に応じます)

- ・対象者: 生活保護受給者および非課税世帯の方で、介護保険サービス利用限度額や障害福祉サービス支給量を超えてサービスが必要と認められる方